

日本版スチュワードシップ・コードへの対応表

原則 1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	Section 1 About AB Section 3 Responsible Investing Policy Development and Stewardship Implementation Section 5 Engaging with Issuers
原則 2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	Section 2 AB's Governance, Responsible Investing and Stewardship Structure: Form Enables Function; see "Managing Conflicts of Interest" Section 3 Responsible Investing Policy Development and Stewardship Implementation Section 6 Exercising Voting Rights
原則 3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	Section 1 About AB Section 2 AB's Governance, Responsible Investing and Stewardship Structure: Form Enables Function; see "Managing Conflicts of Interest" Section 4 Responsible Investing: Integrating Material ESG Considerations Throughout the investment Process Section 5 Engaging with Issuers
原則 4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。※1	Section 4 Responsible Investing: Integrating Material ESG Considerations Throughout the investment Process Section 5 Engaging with Issuers Section 6 Exercising Voting Rights Section 7 Transparency, Disclosure and Reporting Section 8 AB: A Proactive Member of the Global Investment Community
原則 5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	Section 6 Exercising Voting Rights Section 7 Transparency, Disclosure and Reporting
原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	Section 6 Exercising Voting Rights Section 7 Transparency, Disclosure and Reporting

原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。	Section 2 AB's Governance, Responsible Investing and Stewardship Structure: Form Enables Function Section 3 Responsible Investing Policy Development and Stewardship Implementation Section 4 Responsible Investing: Integrating Material ESG Considerations Throughout the investment Process Section 7 Transparency, Disclosure and Reporting Section 8 AB: A Proactive Member of the Global Investment Community
原則 8	機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。	当原則については、運用会社である AB を対象としたものではないと認識していますが、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するべく、議決権行使助言会社や年金運用コンサルタントなどの機関投資家向けサービス提供者とも定期的に情報交換を行っています。 関連する内容は Section 4 においても記載しています。

※1
日本版スチュワードシップ・コード(2025年度改訂版)において原則4が改訂(指針4-2追記)されたことに伴い、弊社グループにおいても[議決権投票に対するポリシー](#)を更新しました(P16、「Disclosure of Holdings」の項目追加)。

改訂された日本版スチュワードシップ・コードに則り、建設的な「目的を持った対話」のため、投資対象企業の求めに応じて個別情報開示を検討いたします。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者関東財務局長(金商)第303号

加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会